**様式２－２**

（2025.04）

**東京都ものづくり中小企業魅力体験 (インターンシップ) 受入奨励金**

**支給要件確認書**

**奨励金支給要件の確認のため、下記１～９についてご記入ください（申請時点）。**

※ 記入にあたっては、消せる筆記具は使用しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 本社所在地**(どちらかに○)** | ①　　東京都内 | ②　　他府県 |
| 2. 都内営業所等の有無 | **（1.が②の場合）**東京都内に支店、営業所、事務所等がありますか。 |
| **(どちらかに○)** | ①　　ある | ②　　ない |
| 3. 業種**（該当する番号に○[複数可]）** | ①　製造業③　デザイン業　　　⑤　機械設計業　　　⑦　自動車整備業　　　⑨　貨物運輸業 | ②　建設業④　土木建築サービス業⑥　商品・非破壊検査業⑧　機械等修理業⑩　ソフトウェア業 |
| ⑪　インターネット付随サービス業 ⑫映像・音声・文字情報制作業⑬　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**※ 業種の具体例は次頁を参照** |
| 4. 取扱製品又はサービス内容 |  (　　　　　　　　　　　　　　　　　) ※必ず記入をしてください |
| 5. 資本金 | 万円 |  |
| 6. 従業員数（パート、 契約社員等を含みます） | 名 |  |
| 7. みなし大企業**(どちらかに○)** | 大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社に該当しますか。**※ みなし大企業の定義は次頁を参照** |
| ①　　該当しない | ②　該当する |
| 8.インターンシップの内容  | 別表２（インターンシップ、技能習得型インターンシップ、デュアルシステム）に定めるインターンシップを行った。➀　　行った　　　　　　 ②　行っていない※**オンラインでの実施**や現場での就業体験を伴わない企業説明会、職場や工場の見学会等とみなされるものは**対象外となります。** |
| 9. 5時間以上のインターンシップを行ったか | 本申請において、定時制課程を除き１日に満たない短時間（５時間未満）のインターンシップは、ものづくり中小企業魅力体験受入事業の対象となりません。※定時制課程の場合は、５時間満たなくても構いません。 |
| ➀　　行った　　　　　　　　　　　　 | ②　行っていない |

以上、上記の内容に間違いありません。虚偽の申請があった場合は、奨励金の返還に同意します。

**（下記に、ご記入・ご捺印願います）**

令和　　年　　　月　　　日

本社所在地

企業名

代表者名

代表者印

（会社の実印）

＜ご参考＞

* **3.　業種の補足（日本標準産業分類［令和5年7月改定］による）**

②　建設業

　　土木工事業、建築工事業、内装工事業、設備工事業（電気工事業、管工事業）

③　デザイン業

工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデザイン、商業デザイン、

服飾デザイン、テキスタイルデザイン、パッケージデザイン

④　土木建築サービス業

建築設計業（設計管理業・建物設計製図業・建設コンサルタント業）、

測量業、地質調査業、建築積算業

⑤　機械設計業

機械設計製図業

⑦　自動車整備業

自動車整備修理業、オートバイ整備修理業

⑨　貨物輸送業

道路貨物運送、船舶貨物輸送、航空貨物輸送、港湾荷役、貨物こん包

⑩　ソフトウェア業

　　情報システム開発、ゲーム用ソフトウェア作成

⑪　インターネット付随サービス業

　　ポータルサイト・サーバ運営、ウェブ・コンテンツ提供

⑫　映像・音声・文字情報制作業

　　映画制作、ビデオ制作、テレビジョン番組制作、アニメーション制作、

レコード制作、ラジオ番組制作、印刷物にかかる広告の企画・制作

* **7.　みなし大企業の定義**

（1）大企業が単独で発行株式総数または出資総額の２分の１以上を所有または出資している。

（2）大企業が複数で発行株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資している。

（3）役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している。

（4）その他大企業が実質的な経営に参画している。

別表１　対象学校及び対象学科

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 対象学校 | 対象学科 |
| （１）高等学校 | 全日制課程、定時制課程、専攻科を設置した高等学校のうち、高等学校設置基準（平成１６年３月３１日文部科学省令第２０号）第５条に定める以下の学科を設置する学校①　専門教育を主とする学科②　普通教育及び専門教育の選択履修を旨として総合的に施す学科 | 高等学校設置基準第６条２及び３に定める以下の学科　ア　工業に関する学科（類型、コースを含む。）イ　総合学科。ただし、原則として、工業に関する系列に限る。 |
| （２）高等専門学校 | 東京都内に所在する高等専門学校（専攻科を含む。） | 高等専門学校設置基準（昭和３６年８月３０日文部省令第２３号）第４条に定める工業系の学科 |

（注）学科の分類については、文部科学省学校基本調査における高等学校学科コード表に準拠するものとする。

別表２　対象インターンシップ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 説明 | 実施場所 |
| インターンシップ | 別表１の学校において実施される生徒及び学生が自らの専攻、将来のキャリアに関連して行う就業体験 | 　東京都内及び近隣地域内の事業活動の拠点（本社、支社、支店、工場、営業所、事務所等を含む。）に受け入れること。 |
| 技能習得型インターンシップ（ものづくり企業における技能講習） | 別表１の学校のうち、東京都立工科高等学校の各学科で実施されるものづくり企業での実技指導を伴う就業体験 |
| デュアルシステム | 別表１の学校のうち、東京都立工科高等学校において実施される就業訓練 |